

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和6年2月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斎木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事補	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

9番	河村 修	10番	田中 隆
----	------	-----	------

議長

それでは議案一覧表に基づき、第3号議案から第4号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

では説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案書2ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

譲受人は城東地区に居住しており、水稻や野菜を耕作しております。譲渡人は相続により本申請地を所得しましたが、農業の経験がなく、耕作できる人を探していたところ、申請地に隣接する農地を耕作している譲受人と話がまとまりましたため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて番号2番。

【議案説明】

譲受人は、農業法人に数年勤めており、その後、個人で野菜や健康食品の原料である作物を耕作していました。今回、犬山市で一般の方に農業を体験していただく体験型農業を行いたいと考えておりました。

体験型農業については、お手元に配付した参考資料を御覧ください。今回の申請で行う体験型農業は、農園利用方式で行います。こちらは、農園の利用者に農地を貸さずに、農園の管理者の指導の下で農作業を行います。そのため、利用者への権利

の設定、移転を伴わないため、農園の利用者が農地法等の手続きを行う必要がありません。今回の申請は、体験型農業の開設にあたり、農園の管理者である譲受人が農地の権利を所得するための申請となっております。

本申請地は、以前から管理がされておらず、本申請地の所有者である譲渡人に、申請地の農地の管理をお願いする手紙を事務局から送らせていただいたところ、土地所有者が譲受人と連絡をとり、話がまとまったため本申請となりました。

本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を所得するため、2月21日に羽黒地区の委員さんと事務局で面談を行いました。譲受人は、農業法人に2年、個人で5年農業を行っており、農業経験が十分であること。申請地ではじやがいもや青パパイヤ等を耕作すること、また、譲受人と2人の従業員で協力をしながら申請地の管理をして周辺住民に迷惑をかけないようにするなど、申請地の適切な管理が可能なことを確認しております。

続いて議案書3ページをご覧ください。第4号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。こちらについては別紙となっております。

1ページをご覧ください。整理番号1番。

【議案説明】

この案件は農振法の手続きを経ずに行ってしまった整備について、後から法令上の手続きを行う是正案件です。申出地は農用地の端にあり集落に繋がる土地で、適正に手続きを行えば農用地区域から除外できる場所にありますが、手続きを知らずに現地を資材置場として使用してしまったため後から手続きを行うものです。

申出者は、犬山市の今井地区で建設業を営んでいます。申出

地は、現在の土地所有者の亡父が昭和58年頃に埋め立てを行っており、平成28年頃から申出者が隣接する自身の工場の資材置場及び駐車場として借り受けて使用するようになりました。

申出者は、この土地が農地であることを知らず、工場の近隣で他に資材等を置く場所がなかったため、申出地を利用していましたが、農業振興地域の整備に関する法律に違反した状態となっていることを知り、違反状態を解消するために、除外申出を行うこととなりました。

4ページの付図8号をご覧ください。中央の赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。申出地は、申出者の工場の入り口側に隣接しており、業務の効率性や利便性が非常に高い場所であり、農用地区域外の土地で代替することは非常に困難であると認められます。

また、申出地の利用は現在、日常的に車両及び資材が置かれており、事業計画の目的からみて必要最小限の面積であります。申出地の南側は工場、西側は工場敷地と道路を挟んで集落へ繋がっており、農用地区域の周辺部と判断しております。北側及び東側は農用地区域に面していますが、申出地を除外しても周辺の農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微と認められます。

7ページ目の利用計画図をご覧ください。現在既に埋め立て資材置場及び駐車場として使用されており、申出地からの汚水排水はなく、雨水については敷地内で自然浸透しているため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。

また、他法令については、農地法の許可見込みがあることを確認しております。また、農家状況については、申出地は現況が既に資材置場となっているため、耕作者は無く、経営面積は減少しないと判断しております。

続いて整理番号2番。

【議案説明】

この案件も先ほどと同じく是正案件でして、現状がすでに農地でなくなっている状況となっています。

申出者は、犬山市で水稻や野菜栽培などを行う農業者です。令和4年度に親から農業経営を引き継ぎましたが、これまでトラクターやコンバインなどの農業機械や梱包資材などを保管していた農業倉庫が老朽化していることがわかり、令和4年9月に取り壊しました。現在、農業機械等は申出地の北側の申請者の住所地に一時保管していますが、非常に環境が悪いため、新しく農業用倉庫を建てる必要があるということで、申請をしようとしたところ、申出地が農用地区域であるにもかかわらず、農用地の手続きを行わず作業場が作られているという状況がわかったため、違反状態を解消するために、除外申出を行うこととなりました。

8ページの付図8号をご覧ください。申出地は赤線で囲まれ斜線となっている部分になります。北側に申出者の所在地があります。申出者は申出地の北側隣地に居住しており、作業の効率性や利便性が非常に高い場所として申出地を選んでおります。また、申出地は南側が福祉施設、北側と西側が申出者の自宅及び道路となっており、西側の集落へ繋がっているため、農用地区域の周辺部に当たるということで、除外できる可能な場所として判断しております。東側が農用地区域となっていますが、申出地を除外しても周辺農地への地形的、周辺農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微と認められます。

11ページの利用計画図をご覧ください。申出地は、作業場や鶏舎などとして使用されており、申出地からの汚水排水はなく、雨水については、西側道路側溝へ排水しているため、東側の農地には影響がなく、既存の土地改良施設への影響は及ぼさないものと判断しております。

また法令については、農地法の許可の見込みありと判断して

おります。それから農家の状況については、申出地は現況がすでに作業場となっているため、耕作者がおらず問題がないと判断しております。今回すでに、現況が農地でなくなつた状態になつてしまつてますが、新たに鶏舎や洗い場、農業倉庫などを新設する予定もありますので、その予定としては、令和6年8月に着工を予定している状況です。

続いて整理番号3番。

【議案説明】

申出者は、愛知県北部地域3市2町の5つのJAが平成5年に合併し、主たる事務所を江南市において設立された農業関係団体です。現在、犬山市、扶桑町、大口町のエリアでは、収穫したもみは既存の2つの施設で、集荷、乾燥、もみすり、保管、出荷をしていますが、それぞれ平成5年と昭和60年に設置されたもので、老朽化しており、色彩選別機もないため、等級にも影響を起こしているという状況です。このため、2つの施設を統合して、新しくライスセンターの建築を計画しました。

申出地は、先ほど2施設の利用者が最も多い犬山市の羽黒地区にあり、前面道路が10メートルと幅広く、東側に都市計画道路富岡荒井線や、少し北に国道41号もあるため、利便性が大変よいことから計画地として選定しました。

申出者は既存の2つの施設の老朽化により、新しい施設を必要としており、また規模も旧の2つの施設を合計した面積とほぼ同等ということで、必要性と規模の妥当性があると判断しています。

16ページの付図8号をご覧ください。申出地は農用地区域に囲まれていますが、こちらの施設は地域の農業に必要な農業用施設の建設計画であり、用途変更後も、耕作機械等による耕作に影響するがないため、農業経営の支障は軽微なものと

判断しています。

19ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地の雨水は、貯留浸透槽を設けて浸透させ、汚水雑排水は公共下水道へ接続します。以上の点から周辺の土地改良施設への支障は起こさないものと判断しております。

また他法令については、農地法の許可見込みは農業用施設ということで、許可見込みありと判断しております。また特定都市河川浸水被害対策法についても一宮建設事務所で確認しており、見込みありと確認をしております。

農家状況については、認定農業者の方が1名耕作されていますが、こちらの方の経営面積全体に占める割合が、0.5%になりますので支障は軽微であると判断しております。

事業スケジュールとしては令和6年11月に着工が予定されています。

こちらの建物は高さが18メートルあります。日影の問題があるかと思われまして確認したところ、事業者から追加資料が出ております。追加資料に記載されておりますが、青い線が、等時間日影図の2.5時間のもの、赤い線が等時間日影図の4.0時間のものということになりますが、どちらの線もほぼ建物からはみ出でてはいない状況になっています。なので、周りの農地に与える影響は少ないと考えております。

続いて整理番号4番。

【議案説明】

申出者は、犬山市で主に水稻を行う農業者です。申出者は現在約25ヘクタールほどの農地を耕作していますが、精米作業等は、他の農業者と共同の施設を利用しておらず、利用時間の調整が困難であり、効率的な処理ができない状況です。また、農業用機械の置き場についてもスペースが不足しており、出し入れする際に他の農業用機械を動かす必要がある状況となって

います。このため農業の効率化や安全性の確保といった観点から、新たにライスセンターと農業用機械を保管する場所を建築したいと考えて、さらに騒音や粉じん等の配慮を行うことから、住宅地から離れた自己所有地である申出地に建築することとなりました。

申出者は、営農の効率化と安全性の確保という観点で農業施設を必要としており、また自己所有地のうちで自宅に近くで、騒音などの配慮から住宅地から離れた場所を選んでおりますので、必要性と妥当性があると判断しております。

24ページの付図8号をご覧ください。赤い線で囲まれて斜線となっている部分が申出地です。申出地は、周囲が農地に囲まれている状況ですが、農業上必要な施設であり、農業者が農業のための施設を自己所有地に建設するという計画であるため、必要性が認められ、農業用施設として用途変更及び農地転用した後も、周辺の農地の地形的連續性を損なわないため農作業の効率化などの農業上の土地利用に支障がないものと見込まれています。

27ページの利用計画図をご覧ください。雨水の処理については敷地内で自然浸透させ、汚水雑排水については、合併浄化槽で処理をして北側の水路へ排水する計画となっています。このため、周囲の土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しています。

また、他法令については農地法については見込みありと判断しております。

それから農家状況については耕作者1名が認定認定農業者となっていますが、経営面積全体に占める割合が0.6%で全体としての支障は軽微と考えております。

また、事業スケジュールについては令和6年9月に着工予定となっております。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第3号議案から第4号議案までの説明がありました。

これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか。

鈴木委員

推進委員の鈴木です。

4号議案の案件が4件出でますけども、1番目と2番目、それから3番目と4番目の違いについて教えてほしいんですけど。

農用地利用計画変更申出というのは4つとも一緒なんんですけど、整理番号1と2は、是正案件という括弧書きがしてあります。一方、3件目、4件目は用途変更というふうになってますけども、二つの違いを教えてください。

事務局

鈴木委員の質問にお答えします。

まず、1番と2番のは是正案件についてですが、これはすでに現状が農地でなくなってしまっている状況のものについて是正案件と記載させていただいております。

今回は親御さんの代からずっとそういう状況だったんですが、元の状態の農地に戻すことはとても困難な状況であるので、今回の是正の申出によって法律上の手続きを行って、法令に合った状況にする案件が是正案件となります。

3番と4番の用途変更と書かれている部分についてですが、今まで皆さんに審議していただいた案件の多くは、農用地区域を除外する内容でしたが、今回の案件については、農用地区域のままなんですけれども、農業用の施設を建てるために用途を変えますという内容のものになります。なので農用地区域から除外はされないまま建物が建つというような形になってきます。

鈴木委員

そうしますとね、整理番号1と2についてですけども、登記地目、田、現況、雑種地。これ、失礼な言い方するんだけど

も、明らかに農地法違反と思われるわけです。それで、同じ調整区域でも、白地って言われるところですと、例えば、始末書つけて承認するような取り扱いが以前からずっとしていたと思うんですけども、農業振興地域内の農用地というのは、農家の皆さん市民の皆さんご承知のように、国とか、県とか、相当な費用援助してもらって、農業をやりましょうと指定された土地で、他の用途に利用することは相当制限されるべきところなんです。今回の申請地は、私も現場を見てきたんですけど、2年や3年じゃないんですよね。もう何年か前に、現況を変えちゃってると思われるわけ。これを承認していくことになると、違反転用したのを追認しちゃう恐れがあるんです。もしされで、現地が雑種地だから、農地じゃなくしますということに対して、追認することになると、犬山市の他の地域でもやり得っていうことになりかねんかなと思うんです。ほとぼりが冷めたら農業委員会へまた申請出せば、通つてく、こういうふうにとらえられかねんと思うんです。法令違反の案件に対して、他の方法があるんじゃないかという気がしますんですけど。今回事務局の方で上程されたいうことは、当然、前例があるから提案していると思うんですけども。その辺のところどういうふうに思っておられるか、お聞きしたいのは、犬山市の農業委員会の方で、いつごろからこういう、失礼な言い方してるんだけども、違反転用を追認してきてるような状況か、それを伺いたいということと、ついでにですね、近隣の市町の対応、違反の案件に対する対応をどうしておられるかわかれればお聞きしたいなということです。

それともう1点、市役所の税務課さんの評価がどうなってるか興味があるんですよね。もう税務課の評価が雑種地で表記しておられれば、農業委員会から市の共通の案件になりますので、私が現場見てきた範囲では、両方とも田の様相は全くないんですが、2号の方は果樹なんか作っておられて、畑の様相あるから、農地性が著しく失われたというふうには思わなかつたんですけど、1の方は、畑という要素も全くない、雑種地です

ので、参考に、税務課の評価はどうしてみるかなということをお聞きしたいです。以上です。

事務局

ただいまの鈴木委員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回のこういった是正の案件に対する農業委員会の考え方ですが、農振農用地区域内の違反案件に関しては、所有者に対して厳しい対応を求めるということも過去行っておりました。平成29年ぐらいまでは、原状復旧ですか、何らかの対応を求めるということも行っていました。ただ、そのような対応を求める場合、原状復旧に多額の費用がかかるため、現実問題として原状復旧されるというケースは、非常に少なく、違法状態が続していく状況も散見されました。

そういう状況も踏まえまして平成30年度頃からは、農振農用地区域の是正、違反案件に関しては、農振除外及び農地転用の許可の見込みがある場合、追認するような形で是正することで、法的に適法な状態に持っていくという取り扱いに変わってきております。

今回、整理番号1番と2番の案件に関しては、農振農用地区域の周辺にあたりまして、かつ、集落が両方とも西側の方にあるという状況から、農振除外の要件及び農地転用の許可の要件を両方満たすということで、今回の申出に至りました。この点に関しては、事前に愛知県とも調整をおこなっております。

他市町の状況に関しては、実際どのように対応されてるかは把握をしておりませんが、愛知県の考え方を踏まえて、他市町に関しましても、同様の扱いをしてるんではないかと推測しております。

なお今回こういった是正の案件で、農振除外農地転用の許可の見込みがあるため、こういった形で取り扱いをしておりますが、仮に整理番号1の申出地が農振農用地区域のど真ん中に位置しており、除外の要件を満たすのは難しく、かつ農地転用の

許可を満たすのは難しい場合は追認できませんので、そういうふた意味では案件ごとによって、是正をするかどうかということを判断しているということになります。

また、現況の地目の状況ですが、整理番号1番は現況が田に、整理番号2番は現況が雑種地になっております。

委員の皆様は普段、日常で農地の見回りをしていただいていると思うんですけど、例えば農振農用地で、埋め立てて何か資材置き場みたいな形で使われ始めてるとかそういうふた案件があれば、農業委員会事務局の方まで一報いただければ、まず事務局の方で、事業者さんとか違反をしておられる方にストップかけますのでよろしくお願ひします。

鈴木委員

平成28年ごろからね、先ほど申し上げましたように、追認ということが、県の方でもね、承知しているという回答ですので、先ほど、私の質問に対しての回答は十分かと思います。

ありがとうございました。

議長

よろしいですか。追加で質問してもいいですか。課税台帳上、1の方は田。今は雑種地とお話がありましたが、やっぱり現況課税ですよね。ですから多分雑種地は宅地並み課税がかかると思うんですけど、もしかしたら1番については、農地課税になってると思われるんですが。写真見ると明らかに農地課税では具合が悪そうに見えるけど、これは守備範囲を超えるかもしれないけども、内部での連絡みたいなこと、そういうことをやはり速やかに現況が変わった時点でする方がいいんじゃないかなと。この状態で農地課税っていうのはおかしいですね。

事務局

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回のようなケースの場合だと、農業委員会総会の資料というのは、税務課の方にもわたります。税務課の方に情報提供はさせていただいている状況です。

ただ先ほどのようないいえば、皆さんにパトロールしていただいて、違反と思われるようなところを、例えば事務局の方にご報告いただいたような場合に、都度、事務局から税務課へ報告するかどうかというのは、ケースバイケースという形になるかなというふうに考えております。

議長

申し上げたいことはね。要するに今、先ほど鈴木委員がおっしゃった、やり得、本来はなかなか認めがたいところだけれども県との調整がされているとお話をありました。ただね、やり得以上に、税金も農地課税で得をしてるというか、それは見逃しちゃいけないですよね。

何らかの形で産業課の方に入った時点で、その都度速やかに税務課との確認、要するに、農地ではなくなっているけども雑種地として確認してもらっていますよねと。多分向こうは向こうで個人情報の取得ということでそう安易に外へ現況課税の情報は出してくれないかもしれないけれども、それもお互いの話し合いの中である程度やられるわけで、一応今後そういうことがあつたらなるべく内部ですからね、調整してもらうといいかなと思います。

事務局

当然やりとりの決まりはないんですが実際にやりとりはしております、税務課の方から教えてもらえるというときもあります。3か月くらい前も、税務課さんが12月末ぐらいから若干現場を回り始めるもんですから先ほど説明しました農地転用の議案書にないものが転用されているようで、何か聞いてますかという連絡がありました。その際は違反状態を解消させて田んぼの状況に戻すように、農業委員会、事務局の方から指導させていただいたとか、そういうこともございます。

今の会長の方からのお話ですと、税の適正課税ができるないところという場合は、当然ですが直ちにという言葉もありましたが、しっかりと連携していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。

次いでもう 1 点だけ確認したいんだけど、4 件とも多分自分の土地ですよね。もし借地だった場合に結論が変わる可能性ってあるんですか。要するに借地であろうと自用地であろうと、問題ではないということですね。

事務局 はい。あくまで農振除外の要件を満たすかと、農地法の許可を満たすかというところで所有権の移転か、賃借権の設定かどうかというのは、関係はありません。

議長 ありがとうございました。皆さんその他にご質問ご意見ありましたらよろしいですか。

はいどうぞ。

安田委員 4 号議案の 3 番についてですが。計画地を取り巻く道路の幅員が狭いように思うんですね。これだけの規模、大口の方もライスセンターをこちらの方に移行するようなことを事務局から説明がありましたけれども、図面を見ると農道と接してるだけのような感じがするんですけど。19 ページ見ますと図面の一番上のところに大型車両の出入口と書いてありますと、計画用地の、この出入口のところについてだけが、歩道がこれなんかあるみたいで、現場を、見てなくて大変申し訳ないんですけど。この出入口の部分は歩道を取り外してしまって、幅員を広げたような形で使うっていうような、計画なんでしょうかね。わかる範囲で結構ですからしいですか。

事務局 質問にお答えします。

付図 8 号の 16 ページで見ると北側の道路が狭いように見えるんですが、付図 8 号は、5 年前の平成 30 年ごろの地図なので、まだ更新されてない状態です。最新の状況ですと、北側の道路 10 メートル、幅員拡幅されて広くなっていますので、

申し訳ございません。来年には新しい図面になりますので、新しく道路が拡幅したところは、新しい図面で付図の方を作らせていただきます。今回の申出地は西側に体育館ができたときに、申出地の北側の道路を拡幅しております、ここに下水道も入っておりますので、そこに下水を引くという計画です。歩道つきで10メーターぐらいはある道路になります。今お話をありました乗り入れ口のですね、歩道があるもんですから、車両の旋回軌跡を書いていただき、土木管理課の方で認めた分だけ乗り入れ口を広げるという作業も同時に土木管理課の方で承認工事ということで受け付けるであろうと思われますので、よろしくお願いします。

議長

その他ご質問ありませんか。よろしいですね。

それでは、他に質問ご意見もないようですので、ここで地区審議に入らさせていただきます。

15分ぐらいということで、15時15分まで地区審議をお願いします。

午前15時00分 地区審議

午前15時15分 開議

議長

それでは、総会を再開します。

第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

安田委員

5番の安田です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

2番について、羽黒地区お願いします。

宮島委員

7番の宮島です。

2番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第3号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第4号議案、農業振興地域整備計画変更（令和6年4月案件）に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1番と2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です

1番と2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番から4番について、羽黒、池野地区お願いします。

宮島委員 7番の宮島です。

3番と4番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第4号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告します。

議案書の4ページをご覧ください。報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。議案書の5ページをご覧ください。今月の報告は1件です。

議案書の6ページをご覧ください。報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。議案書の7ページから8ページをご覧ください。今月の報告は5件です。報告は以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。